

## 嬉野市「新市建設計画」（まちづくり計画）変更の概要

### 1 変更の背景

令和2年度以降も継続して合併特例債を発行し、地域全体の均衡ある発展と地域住民の福祉向上を図るため、令和元年度に計画期間の延長等に係る変更を行ったところ。

変更当時、「新庁舎建設事業」への合併特例債の充当を想定した計画の記載としていたつもりだが、県との起債協議において、計画本文に新庁舎建設事業に係る直接的な記載がない（主要事業への記載がない）ことから、当該事業への合併特例債の充当は難しいとの指摘を受けたところ。

### 2 変更の目的

計画中において、「新庁舎建設事業」を直接的な記載（主要事業へ追加）に変更することで、合併特例債の活用を可能とすることを目的とする。

### 3 変更点

(1) 変更の目的を果たすために必要な計画の変更を行う。

①主要事業の追加

②計画書中の文言の軽微な修正

(2) 上記(1)以外の項目については変更しない。

### 4 変更に関するスケジュール（予定）

日程	項目	内容
1月上旬～1月下旬	県との事前協議～回答	計画変更(案)事前協議
2月以降	県との本協議～回答	計画変更(案)正式協議
	議会上程～議決	計画変更(議案)について

### 5 合併特例債限度額

変更なし